

鈴鹿市移住促進のための空き家リノベーション等補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市外から本市へ移住する者で市内の空家住宅等の改修工事を実施するものに対し、予算の範囲内でその経費の一部を移住促進のための空き家リノベーション等補助金（以下「補助金」という。）として交付することにより、本市への移住を支援し、もって中古住宅等の空き家の有効活用を図るとともに、市内への定住の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家住宅等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（ただし、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く。）で、市内に存するものをいう。
- (2) 移住者 補助金の交付申請をする日の直前に、連続して1年以上市外に在住している者で、市外から本市へ転入する予定である者をいう。
- (3) リノベーション等 空家住宅等を使用する上で、移住者の多様な要望に応じて、機能若しくは性能を維持し、又は向上させるため、当該空家住宅等の全部又は一部について修繕、補修、模様替え又は更新を行う改修工事をいう。
- (4) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号。「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」。）をいう。

(交付対象の空家住宅等)

第3条 補助金の交付対象となる空家住宅等は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 従前に使用されていたことがあるもの。
- (2) 住宅（店舗併用住宅等（店舗等事業の用に供する部分が一体となった住宅で、当該住宅部分の床面積が、延べ面積の過半を占めるものに限る。）を含み、長屋（2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄

関に至る階段、廊下等の共有部分を有しないものをいう。)及び共同住宅(2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するものをいう。)を除くものをいう。)としてリノベーション等を行うものであること。

(3) 耐震基準を満たすもの(リノベーション等により満たす場合を含む。以下同じ。)であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、市外からの移住のために空家住宅等のリノベーション等を行う移住者であつて、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の実績報告をする日において、補助金の交付対象となる空家住宅等の所有者で、本市に転入届を提出している者

(2) 世帯の構成員全員が市税等を滞納していない者

(3) 補助金の交付対象となる空家住宅等に10年以上定住する意思がある者

(4) 地域活動に積極的に参加しようとする意思がある者

(5) 暴力団員(鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(鈴鹿市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者以外の者

(6) この要領による補助金の交付を受けたことがない者

(交付対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「交付対象工事」という。)は、リノベーション等に要する費用が30万円以上である工事(市内に本店、支店又は営業所を有し、当該本店、支店又は営業所において契約書、請求書、領収書等を発行することができる建設業者が行うものに限る。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、交付対象としない。

(1) 第8条第1項の交付決定を受ける前に契約した工事

(2) 当該年度の3月1日までに完成しない工事

(3) 建物でない外構工事

(4) 容易に取り外しができるものを設置する工事

(5) 建設業者が調達しない設備機器等を設置する工事

(6) 住宅以外の部分に係る工事

(7) 他の公的補助若しくは利子補給を受け、又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による住宅改修費が支給される工事

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、交付対象工事に要する費用の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を上限とする。

2 住宅以外の用途と併用するものであって、屋根、外壁等、リノベーション等を行うにあたり住宅以外の部分を含めた工事が必要である場合の当該費用部分の補助金の額は、住宅部分の床面積を建物全体の床面積で除して得た数を、当該工事部分に要した費用に乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の10月31日までに移住促進のための空き家リノベーション等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該補助金の交付に係る工事の契約前に市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し（補助金の交付申請をする日の直前に、連続して1年以上市外に在住していることが分かるもの）

(2) 売買契約書の写し又は売買契約に関する同意書

(3) 間取り図

(4) 空家住宅等の外観及び内部が分かる写真

(5) 誓約書（第2号様式）

(6) 工事見積書の写し等（工事内容及び工事費の内訳が分かる書類をいう。）

(7) 耐震基準を満たすことを示す書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、移住促進のための空き家リノベーション等

補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（中間検査等）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の後、必要があると認める場合には、当該交付決定に係るリノベーション等の現場に立ち入り、検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていないと認めたときは、交付決定を受けた者に対し、工事を適切に行うよう指導することができる。

（交付決定の変更等）

第 10 条 交付決定を受けた者は、当該交付決定に係るリノベーション等の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又はリノベーション等を中止しようとするときは、あらかじめ移住促進のための空き家リノベーション等補助金変更承認申請書（第 4 号様式）にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助金の交付の目的を達成するために支障がないと認められる変更であって、交付対象工事に要する額についてその 10 パーセント以内で変更するものをいう。

- 3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を変更し、移住促進のための空き家リノベーション等補助金交付変更承認通知書（第 5 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る工事が完了したときは、その完了した日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 1 日のうちいずれか早い日までに、移住促進のための空き家リノベーション補助金実績報告書（第 6 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 工事請負契約書又は請書の写し

（2） リノベーション等に要した費用の内訳が分かる請求書及び支払額を証する領収書の写し

- (3) 施工箇所に係る施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 本市の住民であることが分かる住民票の写し
- (5) 第7条の規定により売買契約に関する同意書を提出している場合にあっては、
売買契約書の写し
- (6) 耐震基準を満たすことを示す書類（リノベーション等により耐震基準を満たす
する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(完了検査等)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった後、必要があると認める場合には、
当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認めたときは、
当該報告をした者に対し、不適切な部分を改善するよう勧告することができる。
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適
当と認めたときは、補助金の額を確定し、移住促進のための空き家リノベーション
等補助金交付確定通知書（第7号様式）により当該報告をした者に通知するものと
する。

- 2 前項の規定により確定する補助金の額は、当該報告に基づく補助金の額が、交付
決定額を超えるときにあっては交付決定額とし、交付決定額未満であるときにあつ
ては当該報告に基づく補助金の額とする。

(補助金の交付請求等)

第14条 前条の規定による額の確定を受けた者は、速やかに移住促進のための空き
家リノベーション等補助金支払請求書（第8号様式）により、市長に補助金の交付
を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認め
たときは、補助金を交付するものとする。

(関係書類の整理等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、交付対象工事に係る関係書類を整理して、当
該工事の完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなけれ
ばならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長が必要があると認める検査を実施する場合は、当該検査に立ち会わなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付要件を満たさなくなったとき。
- (3) この要領又は交付決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (4) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (5) 交付決定に係る工事を中止したとき。
- (6) 申請、報告、施工等について不正な行為があったとき。
- (7) 転勤などを除く自己の都合により、市外から本市へ住所を移した日から起算して10年以内に、交付対象工事を行った住宅から転居したとき。
- (8) 第9条第2項の規定による指導若しくは第12条第2項の規定による勧告に従わないとき、又は第15条第2項による立会いをしないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、移住促進のための空き家リノベーション等補助金交付決定取消し通知書（第9号様式）により当該取消しに係る交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、移住促進のための空き家リノベーション等補助金返還命令書（第10号様式）により、当該返還に係る補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の評価)

第18条 市長は、補助金の交付に関する評価を適宜行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。